

神奈川県における県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告・電子納入に係る留意点

〔電子申告に係る留意点〕

- 期限内に申告納入する場合は「通常（当初申告）」を選択してください。
- 期限内に追加で申告納入する場合には「追加」を選択してください(CSV取込により作成する場合も同様です)。
- 申告納入期限を過ぎた場合でも、当初申告であれば「通常（当初申告）」を選択してください。
- マル優無効分やNISA無効分等不足税額を申告納入する場合には、「計算情報入力（更正）」を選択してください(CSV取込により作成する場合も同様です)。

作成方法選択・特別徴収義務者情報入力

1 2 3 4 5 事前確認 手続選択 入力 内容確認 編集 画面名 送信

申告データの作成方法を選択します。

「手入力による作成」「CSV取込による作成」のいずれかを選択し、利払年月等を入力後、「次へ」ボタンをクリックしてください。

なお、更正・決定に係る計算情報を入力する場合は、「計算情報入力（更正）」又は「計算情報入力（決定）」を選択してください。

| | | |
|------------|---|--|
| 作成方法 必須 | <input checked="" type="radio"/> 手入力による作成 <input checked="" type="radio"/> 通常（当初申告） <input type="radio"/> 追加 <input type="radio"/> CSV取込による作成 | <input type="radio"/> 計算情報入力（更正） <input checked="" type="radio"/> 計算情報入力（決定） |
|------------|---|--|

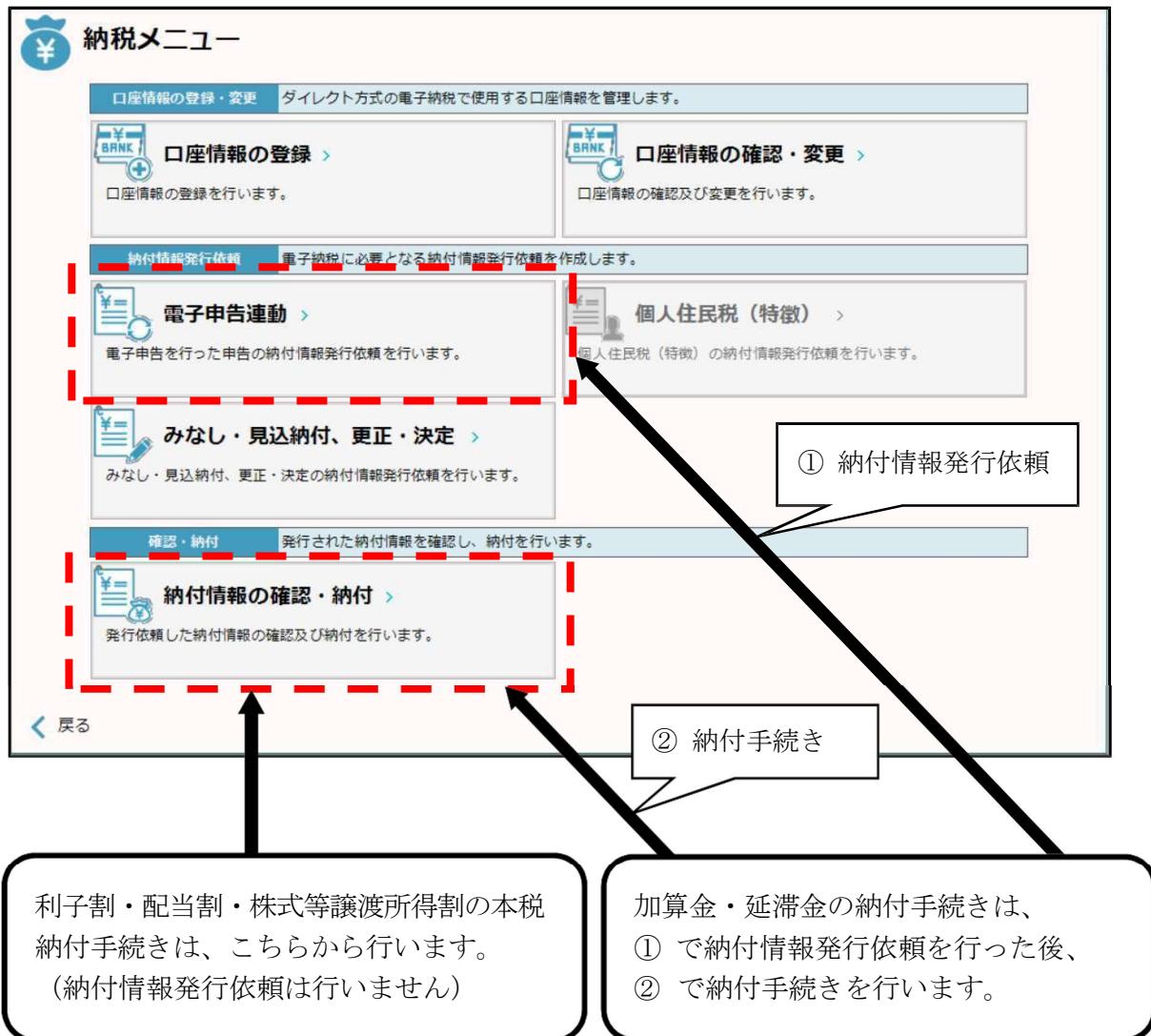
当初申告する場合は、「通常（当初申告）」を選択してください(※)。
期限内に追加で申告納入する場合は、「追加」を選択してください。
※申告納入期限を過ぎた場合でも、当初申告であれば「通常（当初申告）」を選択してください。

期限後（当初申告済）に不足税額を追加納入する場合は「計算情報入力（更正）」を選択してください。
例) マル優無効、NISA無効等

〔電子納入に係る留意点〕

- 申告手続き後、納税メニューの「納付情報の確認・納付」ボタンから納入手続きを行ってください（法人事業税・法人住民税等の他税目と異なり、本税納入の際に「納付情報発行依頼」は不要です）。
- 納入手手続きが行われるまで申告データが保留され、自治体に配信されませんので、**申告手続き後は必ず納入を完了してください**。
- 申告手続きを行った後に納入手手続きを行わない場合、一定期間経過後に申告データが削除されますのでご注意ください。

【本税・加算金・延滞金納付手続き操作方法】



問い合わせ先

【P C d e s k の操作方法について】

■ eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

【申告内容について】

■ 神奈川県 緑県税事務所 事業税課
電話 (045) 973-1911 (代表)



エルタックス

検索